

## 7. 代理者の選任（則第3条）

事業者は、総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

- \* 総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故等によって職務を行うことができないときは、事業者は、代理者を選任しなければならないが、これらの事故等が生ずる以前に、あらかじめ代理者を選任しておくことも差し支えない（昭和47.9.18基発601号の1）。

## 2 安全管理者（法第11条）

### 1. 選任（法第11条第1項、令第3条）

事業者は、次の業種で、**常時50人以上**の労働者を使用する事業場ごとに、**安全管理者**を選任しなければならない。

業種の区分	使用労働者数
① 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業	常時50人以上
② 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	

### 2. 専属（則第4条第1項第2号）

安全管理者は、その事業場に**専属**の者を選任しなければならない。ただし、**2人以上**選任する場合において、その中に**労働安全コンサルタント**がいるときは、当該労働安全コンサルタントのうち1人については、事業場に専属の者である必要はない。

- \* 「専属」とは、通常の勤務時間を専らその事業場に勤務することをいう。
- \* 「労働安全コンサルタント」とは、安全について、専門的な立場からの診断や指導に対する需要の高まりを背景に、有識者の安全に関する専門的知識を活用し、事業場での安全対策をより効果的なものとするため設けられたものである。
- \* 親事業者の事業場の安全管理者等（専任の安全管理者を含む。）が子事業者の事業場の安全管理者を兼ねる場合には、次の要件のいずれにも該当するときは、それぞれ、事業場に専属の者を選任してい